

ID: 177

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例 第10条第1項
例 規 番 号	平成21年条例第34号
【根拠条文】 (使用料等の減免) 第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 2 前項の規定は、前条第2項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定めた基準に該当する場合その他市長の承認を得た場合は」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第5条 条例第10条の規定による使用料の免除は、次に定めるところによる。 (1) 使用料を全額免除する場合 ア 芦屋市が主催又は共催し、市民参画及び協働の推進を目的とした事業のために使用するとき。 イ 国又は地方公共団体が市民参画及び協働の推進を目的とした事業のために使用するとき。 ウ その他市長が特に必要と認めたとき。 (2) 使用料の3割の額を免除する場合 ア あしや市民活動センター登録団体が市民参画及び協働の推進を目的とした事業のために使用するとき。 イ 男女共同参画センター登録団体が男女共同参画の推進を目的とした事業のために使用するとき。 2 前項第2号の規定による使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 3 第1項の規定による使用料の免除を受けようとする者は、使用許可申請時に、使用許可申請書の該当欄に必要事項を記入しなければならない。ただし、第2条第2項に定める方法により、使用許可の申請をしたものについては、この限りでない。	
標準処理期間	14日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年4月1日
-----------	-----------	---------------	----------